

第7回医療計画の見直し 等に関する検討会	参考 資料
平成28年11月24日	2

第9回医療介護総合確保促進会議  
(平成28年11月14日) 資料1-1

# 総合確保方針の改定に向けた議論の整理(案)

※ 総合確保方針の改定に向けた論点と  
これまでにいただいたご意見について、  
事務局の責任において整理したもの。

# 地域における医療及び介護を総合的に確保するための基本的な方針（概要）

## 第1 地域における医療及び介護の総合的な確保の意義・基本的な方向

意義

- いわゆる「団塊の世代」が全て75歳以上となる2025年を見据え、医療や介護が必要な状態となっても、できる限り住み慣れた地域で安心して生活を継続し、その地域で人生の最期を迎えることができる環境を整備していくことは喫緊の課題。
- 利用者の視点に立って切れ目のない医療及び介護の提供体制を構築し、自立と尊厳を支えるケアを実現していく。

### 【基本的な方向性】

- ① 効率的で質の高い医療提供体制の構築と地域包括ケアシステムの構築
- ② 地域の創意工夫を活かせる仕組み
- ③ 質の高い医療・介護人材の確保と多職種連携の推進
- ④ 限りある資源の効率的かつ効果的な活用
- ⑤ 情報通信技術（ICT）の活用

基本的な考え方

行政の役割	サービス提供者・利用者の役割
<p>【国】 ・医療計画基本方針及び介護保険事業計画基本指針の策定 ・基金を通じた都道府県、市町村への財政支援 ・診療報酬、介護報酬を通じた医療・介護の連携推進 ・情報分析を行うための基盤整備、先進事例の収集・分析・周知 等</p> <p>【都道府県】 ・地域医療構想に基づく医療機能の分化・連携の推進 ・地域包括ケアシステムの構築に向けた人材確保、市町村の支援 等</p> <p>【市町村】 ・地域包括ケアシステムの推進 / 地域支援事業の実施 等</p> <p>→ 地方自治体の人材育成が重要。国は研修を充実すること等により継続的に支援</p>	<p>【サービス提供者等】 ・ サービス提供者等の中で、利用者に関する情報や地域における様々な社会資源に関する情報を共有していく仕組みの構築、活用 ・ 人材の確保・定着のための取組</p> <p>【サービス利用者の役割】 ・ 効率的かつ効果的なサービス利用 ・ 高齢者が、地域の構成員として積極的に社会参加していくことも重要。</p>

## 第2 医療計画基本方針・介護保険事業計画基本指針の基本となるべき事項 都道府県計画・医療計画・都道府県介護保険事業支援計画の整合性の確保

### 【医療計画基本方針・介護保険事業計画基本指針の整合性の確保等】

病床の機能の分化と連携の推進による効率的で質の高い医療提供体制の構築と、地域包括ケアシステムの構築が一体的に行われるよう、医療計画と介護保険事業（支援）計画を一体的かつ整合性をもって作成すること等が必要。

## 【都道府県計画・医療計画・都道府県介護保険事業支援計画の整合性の確保等】

- 平成30年度以降（医療計画と介護保険事業（支援）計画のサイクルが一致）に向けた取組
  - ・ 各計画の作成に当たって、より緊密な連携が図られるような体制の整備
  - ・ 両計画の区域の整合性の確保 / 両計画の人口推計などの基礎データ等についての整合性の確保
- 平成30年度までにおいても、各計画において医療・介護の連携を強化するための取組
  - ・ 第6期介護保険事業(支援)計画における在宅医療・介護連携、認知症対策、地域ケア会議の開催による多職種協働等の推進
  - ・ 地域医療構想における急性期から、回復期、慢性期、在宅医療・介護に至る切れ目のないサービス提供体制の確保等

## 第3 都道府県計画・市町村計画の作成と整合性の確保

- 都道府県計画及び市町村計画（基金事業計画）の作成に当たっての留意事項
  - ・ 保健・医療担当部局と介護・福祉担当部局の緊密な連携。都道府県による市町村の後方支援
  - ・ 公正かつ透明なプロセスの確保（関係者の意見を反映させる仕組みの整備）
- 都道府県計画及び市町村計画の基本的な記載事項  
医療介護総合確保区域の設定(※) / 目標と計画期間(原則1年間) / 事業の内容、費用の額等 / 事業の評価方法  
(※都道府県は、二次医療圏及び老人福祉圏域を念頭に置きつつ、地域の実情を踏まえて設定。市町村は、日常生活圏域を念頭に設定。)
- 都道府県は市町村計画の事業をとりまとめて、都道府県計画を作成。

## 第4 新たな財政支援制度（基金）に関する事項

- 基金に関する基本的な事項
  - ・ 関係者の意見が反映される仕組みの整備 / 事業主体間の公平性など公正性・透明性の確保 / 診療報酬・介護報酬等との役割分担
  - ・ 都道府県は、市町村の協力を得つつ、事業の事後評価等を実施 / 国は、都道府県の事業を検証し、基金の配分等に活用
- 基金を充てて実施する事業の範囲

- |  |                     |
|--|---------------------|
| 1 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業(※) | 4 医療従事者の確保に関する事業(※) |
| 2 居宅等における医療の提供に関する事業(※)                | 5 介護従事者の確保に関する事業    |
| 3 介護施設等の整備に関する事業（地域密着型サービス等）           |                     |

※ 基金の対象事業は、平成26年度は医療を対象として1、2及び4を、平成27年度以降は介護を含めて全ての事業とする。

# 総合確保方針改定に向けた議論のたたき台

## 総合確保方針改定に向けた主な論点

### 《1. 医療計画と介護保険事業支援計画、介護保険事業計画の一体的かつ整合的な策定》

(計画策定に関する整合性確保の視点)

(1) ① 計画の作成体制について

⇒ 都道府県と市町村の担当部局間の連携の推進は、引き続き重要。

⇒ それぞれの計画のうち整合性の確保が必要な部分について、都道府県や市町村の連携が進むよう、例えば、関係者が協議を行う場を設けることとしてはどうか。

### 前回会議でいただいた主なご意見

- ・ 協議の場は必須。計画の作成においては都道府県と市町村で組織として協議の場が必要であると明確にするべき。
- ・ 都道府県や市町村に医療と介護の連携を担当する部署を創設したうえで、都道府県と市町村の連携を行う協議の場を設置すべき。
- ・ 医療と介護を一体的に議論するために、都道府県と市町村の一時的なタスクフォースが必要ではないか。そのための方針を国で示し、その中で都道府県や市町村にどれくらい自由度を持って進めていってもらえるかが明確になっていない。
- ・ 都市部と地方では人口減、高齢化、若者の数等々で状況は異なり、対応も全く異なる。一律での対応ではなく、地域ごとに誰がどのようにコントロールしていくのが重要。都道府県と市町村の調整を両者だけで行うのは困難なため、国が調整する一定の仕組みを総合確保方針に入れてはどうか。



### 対応方針案

○ 都道府県や市町村など関係者による協議の場の設置を、総合確保方針に明記することとしてはどうか。

※協議の場の具体的な在り方は、医療計画基本方針や介護保険事業計画基本指針において具体的に検討。

(具体的な記載案)

- ✓ 医療計画と介護保険事業（支援）計画を一体的に作成し、これらの計画の整合性を確保できるよう、計画作成において、関係者による協議の場を設置し、より緊密な連携が図られるような体制整備を図っていくことが重要。

# 現行の総合確保方針と改正案（第2二1（1））

## 改正案

第2 医療計画基本方針及び介護保険事業計画基本指針の基本となるべき事項並びに地域における医療及び介護の総合的な確保に関し、都道府県計画、医療計画及び都道府県介護保険事業支援計画の整合性の確保に関する事項

二 都道府県計画、医療計画及び都道府県介護保険事業支援計画の整合性の確保等

1 平成30年度以降対応すべき事項

（1）計画の一体的な作成体制の整備

医療計画、市町村介護保険事業計画及び都道府県介護保険事業支援計画を一体的に作成し、これらの計画の整合性を確保することができるよう、都道府県や市町村における計画作成において、関係者による協議の場を設置し、より緊密な連携が図られるような体制整備を図っていくことが重要である。

## 現行

第2 医療計画基本方針及び介護保険事業計画基本指針の基本となるべき事項並びに地域における医療及び介護の総合的な確保に関し、都道府県計画、医療計画及び都道府県介護保険事業支援計画の整合性の確保に関する事項

二 都道府県計画、医療計画及び都道府県介護保険事業支援計画の整合性の確保等

1 平成30年度以降対応すべき事項

（1）計画の一体的な作成体制の整備

医療計画、市町村介護保険事業計画及び都道府県介護保険事業支援計画を一体的に作成し、これらの計画の整合性を確保することができるよう、都道府県や市町村における計画作成において、より緊密な連携が図られるような体制整備を図っていくことが重要である。

# 総合確保方針改定に向けた議論のたたき台（続き）

## 総合確保方針改定に向けた主な論点

### 《1. 医療計画と介護保険事業支援計画、介護保険事業計画の一体的かつ整合的な策定》

#### （計画策定に関する整合性確保の視点）

##### （1）② 計画の区域について

⇒ 一部の県（5県）では、二次医療圏と老人福祉圏域が一致していないが、一致していない圏域については、1つの二次医療圏（又は老人福祉圏域）の中に2つの老人福祉圏域（または二次医療圏）があるといった包含関係にあることを踏まえ、どう考えるか。

#### 前回会議でいただいた主なご意見

- ・ 医療と介護を一体的に行う場合、区域を一致させていくべき。
- ・ 医療介護総合確保区域ができた後も二次医療圏はそのまま変わっていない。強力に国が指導して進めるべき。
- ・ 論点として、需要を把握する圏域とサービスを提供する圏域が一緒でよいのか。予防は市町村よりも小さな単位、医療はより大きな単位で対応しなければならず、それを一体的に行おうとして困難に直面している。



## 対応方針案

○ 両計画の計画区域を可能な限り一致させるよう努めることを、総合確保方針に明記してはどうか。

<参考：現行の介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針（抄）>

老人福祉圏域については、保健医療サービス及び福祉サービスの連携を図る観点から、二次医療圏(一体の区域として入院に係る医療を提供する体制の確保を図る地理的な単位として区分する区域をいう。以下同じ。)と一致させることが望ましい。

このため、老人福祉圏域が二次医療圏と一致していない都道府県は、可能な限り、両者を一致させるよう努めること。

# 現行の総合確保方針と改正案（第2二1（2））

## 改正案

## 現行

第2 医療計画基本方針及び介護保険事業計画基本指針の基本となるべき事項並びに地域における医療及び介護の総合的な確保に関し、都道府県計画、医療計画及び都道府県介護保険事業支援計画の整合性の確保に関する事項

二 都道府県計画、医療計画及び都道府県介護保険事業支援計画の整合性の確保等

1 平成30年度以降対応すべき事項

(2) 計画の作成区域の整合性の確保

医療・介護サービスの一体的な整備を行う観点から、医療計画で定める二次医療圏(一体の区域として入院に係る医療を提供する体制の確保を図る地理的な単位として区分する区域をいう。以下同じ。)と、都道府県介護保険事業支援計画で定める老人福祉圏域(介護給付等対象サービス(介護保険法第24条第2項に規定する介護給付等対象サービスをいう。))の種類ごとの量の見込みを定める単位となる圏域をいう。以下同じ。)を、可能な限り一致させるよう、平成30年度からの計画期間に向けて、努める必要がある。

(後略)

第2 医療計画基本方針及び介護保険事業計画基本指針の基本となるべき事項並びに地域における医療及び介護の総合的な確保に関し、都道府県計画、医療計画及び都道府県介護保険事業支援計画の整合性の確保に関する事項

二 都道府県計画、医療計画及び都道府県介護保険事業支援計画の整合性の確保等

1 平成30年度以降対応すべき事項

(2) 計画の作成区域の整合性の確保

医療・介護サービスの一体的な整備を行う観点から、医療計画で定める二次医療圏(一体の区域として入院に係る医療を提供する体制の確保を図る地理的な単位として区分する区域をいう。以下同じ。)と、都道府県介護保険事業支援計画で定める老人福祉圏域(介護給付等対象サービス(介護保険法第24条第2項に規定する介護給付等対象サービスをいう。))の種類ごとの量の見込みを定める単位となる圏域をいう。以下同じ。)を一致させるよう努める必要がある。

(後略)

# 総合確保方針改定に向けた議論のたたき台（続き）

## 総合確保方針改定に向けた主な論点

### 《1. 医療計画と介護保険事業支援計画、介護保険事業計画の一体的かつ整合的な策定》

#### （計画策定に関する整合性確保の視点）

#### （1）③ 計画におけるサービス必要量等の推計の整合性について

⇒ 医療計画と介護保険事業（支援）計画のサービス必要量等の推計の整合性について、どのように確保していくか。

#### 前回会議でいただいた主なご意見

- ・ 医療計画と介護保険事業計画のサービス必要量の整合性がとれていないため、工程表等に落とし込んでいただきたい。
- ・ サービス必要量の推計について、医療・介護それぞれの動きを相互に共有し、早急に着手する必要があるとあり、総合確保方針においても記載を明記すべき。
- ・ サービス必要量の推計が現在と異なる場合、どのようなスケジュールで、どのような取組を行うべきか明確にすべき。

#### 対応方針案

- 両計画におけるサービス必要量等の推計の整合性は、現行の総合確保方針にも一定の記載。今後さらに、病床の機能分化・連携の推進に伴い、その重要性が増す。  
⇒ このため、サービス必要量の整合性に関する新たな記載を総合確保方針に盛り込んではいかがでしょうか。

#### （具体的な記載案）

- ✓ 医療及び介護の連携を推進するためには、計画作成の際に用いる人口推計等の基礎データや、退院後に介護施設等を利用する者、退院後又は介護施設等の退所後に在宅医療・介護を利用する者の数等の推計について、整合性を確保する必要がある。特に、病床の機能分化・連携に伴い生じる、在宅医療等の新たなサービス必要量に関する整合性の確保が重要である。市町村が市町村介護保険事業計画において掲げる介護の整備目標と、都道府県が医療計画において掲げる在宅医療の整備目標について整合的なものとし、医療・介護の提供体制を整備していく必要がある。



# 現行の総合確保方針と改正案（第2ニ1（3））

## 改正案

## 現行

第2 医療計画基本方針及び介護保険事業計画基本指針の基本となるべき事項並びに地域における医療及び介護の総合的な確保に関し、都道府県計画、医療計画及び都道府県介護保険事業支援計画の整合性の確保に関する事項

第2 医療計画基本方針及び介護保険事業計画基本指針の基本となるべき事項並びに地域における医療及び介護の総合的な確保に関し、都道府県計画、医療計画及び都道府県介護保険事業支援計画の整合性の確保に関する事項

二 都道府県計画、医療計画及び都道府県介護保険事業支援計画の整合性の確保等

二 都道府県計画、医療計画及び都道府県介護保険事業支援計画の整合性の確保等

1 平成30年度以降対応すべき事項

1 平成30年度以降対応すべき事項

(3) 基礎データ、サービス必要量等の推計における整合性の確保

(3) 基礎データ、サービス必要量等の推計における整合性の確保

医療及び介護の連携を推進するためには、計画作成の際に用いる人口推計等の基礎データや、退院後に介護施設等を利用する者、退院後又は介護施設等の退所後に在宅医療・介護を利用する者の数等の推計について、整合性を確保する必要がある。特に、病床の機能分化・連携に伴い生じる、在宅医療等の新たなサービス必要量に関する整合性の確保が重要である。市町村が市町村介護保険事業計画において掲げる介護の整備目標と、都道府県が医療計画において掲げる在宅医療の整備目標について整合的なものとし、医療・介護の提供体制を整備していく必要がある。

医療及び介護の連携を推進するためには、計画作成の際に用いる人口推計等の基礎データや、退院後に介護施設等を利用する者、退院後又は介護施設等の退所後に在宅医療・介護を利用する者の数等の推計について、整合性を確保する必要がある。

# 総合確保方針改定に向けた議論のたたき台（続き）

## 総合確保方針改定に向けた主な論点

### 《2. 在宅医療の推進及び在宅医療と介護の連携の推進に関する視点》

- (1) これまで医療提供体制を担っていた都道府県が、医療分野への取組実績が限られている市町村に対して行う支援として、どのような支援ができるか。  
(例) 市町村を越えた広域的な医療介護連携（関係者間の協議、情報の共有等）の支援、市町村と医師会との連携の支援
- (2) 在宅医療サービスと介護サービスが地域の実情に応じて補完的に提供されるようにするため、医療計画、介護保険事業（支援）計画の策定段階で、これらの提供目標等を統合的なものとしていくには、どのような方策が考えられるか。（例）1. (1)①の協議の場の活用 等

### 前回会議でいただいた主なご意見

- ・ 医療と介護のシームレスな提供のためは、地域ごとの医療機関及び介護事業所等の間での情報共有・協議・連携が必要であるが、都道府県の支援については、二次医療圏域での医療・介護資源を把握しており、地域の医師会等関係機関にも働きかけやすく、広域的な連携や調整を行える保健所を活用していく視点が重要であり、総合確保方針で位置付けを明記すべき。
- ・ 市町村が主体となって地域包括ケアシステムを構築しつつ、市町村単独で実施困難なことや複数の市町村がまたがる広域的な調整について都道府県が支援していくべき。
- ・ 保健所を持つ中核市はいずれ約80弱に増えると言われており、それぞれの都道府県、市町村の関係をきめ細やかに見ていきながら、適切な連携体制の構築を図る必要がある。そのための協議の場、枠組みを、国としてしっかりと手順等を示していく、それを都道府県及び市町村で基本方針に盛り込んで進めていくことが重要。
- ・ 都道府県の役割として、先進事例の展開、情報分析基盤の検討等は重要である。

### 対応方針案

- 地域包括ケアシステムの構築における自治体の役割は、市町村が中心的役割を果たし、都道府県が国とともに市町村を支援。
- また、自治体がこの役割を進めるにあたり、関係部局に質の高い人材を配置することも必要。
- 市町村の取組み状況は地域毎に様々であり、市町村の求めるきめ細かな対応が必要。
  - ⇒ 都道府県が策定する医療計画と介護保険事業支援計画に、市町村が行う在宅医療・介護連携推進事業への都道府県の支援を、盛り込んでどうか。
  - ⇒ また、市町村の取組み状況に応じて、市町村が単独では実施困難な事業や複数の市町村にまたがる調整について、都道府県が広域的な支援を行うことを盛り込んでどうか。

# 現行の総合確保方針と改正案（第122（1））

## 改正案

## 現行

第1 地域における医療及び介護の総合的な確保の意義及び基本的な方向に関する事項

二 医療及び介護の総合的な確保に関する基本的な考え方

2 行政並びに医療・介護サービス提供者及び利用者の役割

(1) 行政の役割

(中略)

都道府県は、平成27年度以降、地域医療構想に基づき、病床の機能の分化及び連携を推進し、市町村と連携しつつ、質の高い医療提供体制を整備するとともに、広域的に提供される介護サービスの確保を図ることが求められる。また、都道府県は、市町村が実施する在宅医療・介護連携推進事業について、市町村単独では実施困難な取組に対し広域的に支援を行うことにより、医療及び介護の連携の推進を図るほか、地域包括ケアシステムの構築に向けた市町村の創意工夫を活かしつつその取組を支援し、地域包括ケアシステムを支える医療・介護人材の確保のために必要な取組を行うことが求められる。

(中略)

また、今後、都道府県及び市町村において、医療提供体制や地域包括ケアシステムの構築に向けた計画等の立案、評価等に携わる人材の育成を行うとともに、関係部署に質の高い人材を配置していくことは重要である。国は、地方自治体職員に対する研修等を充実することにより、継続的な人材育成を支援していく必要がある。

さらに、国、都道府県及び市町村に共通の役割として、国民に対して、在宅医療等に関する普及・啓発を進め、的確な情報提供及びわかりやすく丁寧な説明を行っていくことが求められる。

第1 地域における医療及び介護の総合的な確保の意義及び基本的な方向に関する事項

二 医療及び介護の総合的な確保に関する基本的な考え方

2 行政並びに医療・介護サービス提供者及び利用者の役割

(1) 行政の役割

(中略)

都道府県は、平成27年度以降、地域医療構想に基づき、病床の機能の分化及び連携を推進し、市町村と連携しつつ、質の高い医療提供体制を整備するとともに、広域的に提供される介護サービスの確保を図るほか、地域包括ケアシステムの構築に向けた市町村の創意工夫を活かしつつその取組を支援し、地域包括ケアシステムを支える医療・介護人材の確保のために必要な取組を行うことが求められる。

(中略)

また、今後、都道府県及び市町村において、医療提供体制や地域包括ケアシステムの構築に向けた計画等の立案、評価等に携わる人材の育成を行っていくことは重要である。国は、地方自治体職員に対する研修等を充実することにより、継続的な人材育成を支援していく必要がある。

さらに、国、都道府県及び市町村に共通の役割として、国民に対して的確な情報提供及びわかりやすく丁寧な説明を行っていくことが求められる。

# 総合確保方針改定に向けた議論のたたき台（続き）

## 総合確保方針改定に向けた主な論点

### 《2. 在宅医療の推進及び在宅医療と介護の連携の推進に関する視点》

（在宅や退院時、看取りといった場面における医療と介護のシームレスな提供）

（3） 地域包括ケアシステムの構築に向け、在宅での生活から病院へ入院し、退院してまた在宅へと帰って行くことができるよう、医療と介護のシームレスな提供を実現することが重要。また、住み慣れた地域で最期を迎えることができる環境整備も重要。これらを実現するため、どのような取組みを行っていくか。

（平成30年度から全ての市町村で行うこととなる在宅医療・介護連携推進事業、地域包括支援センター、地域ケア会議といった事業や枠組みの活用等）

（多職種連携）

（4） 在宅や入院・退院、看取りといった、さまざまな場面に応じた医療と介護の連携を実現するに当たって、医療職や介護職等の多職種の連携を進めるために、どのような取組みが考えられるか。

### 前回会議でいただいた主なご意見

- ・ 医療と介護のシームレスな提供について、入院医療機関と在宅医療機関との間の認識の差を埋めていくことが、特に退院支援では重要。入院医療機関も地域包括ケアシステムの一員であり、退院後の地域での生活をイメージして退院支援を行っていく必要がある。
- ・ 多職種連携においては、施設と施設の連携が重要であり、地域の職能団体が果たす役割が大きい。
- ・ 論点に「介護予防」「認知症」を追加していただきたい。特に「介護予防」の医療費への影響が非常に重要であり、総合確保方針の中で「介護予防」の結果としての経済的評価ができるようにしてほしい。
- ・ 在宅や多職種連携に関連する研修が多く実施されており、引き続き取組を継続していくことが重要。
- ・ 過疎地域での在宅医療の推進に向けて検討されていないと思われるため、交通政策や住居対策等、様々な問題を含めて考えていく必要がある。

### 対応方針案

- 連携の推進のためには、3者（行政、サービス提供者、サービス利用者）の取組みの更なる充実が必要。
  - ⇒ 行政（市町村）の役割に、平成30年度から全市町村で行うこととされている在宅医療・介護連携推進事業の実施、在宅医療等に関する普及・啓発を明記してはどうか。
  - ⇒ サービス提供者等の役割に、現行は切れ目の無い医療及び介護の連携の一般的な記載をしているが、具体的な場面（在宅や入院・退院、看取りなど）に応じた医療関係者と介護関係者の連携、在宅医療等に関する普及・啓発を明記してはどうか。
  - ⇒ サービス利用者の役割に、在宅医療等への理解を深めてもらうことを明記してはどうか。

# 現行の総合確保方針と改正案（第122（2）、（3））

## 改正案

## 現行

第1 地域における医療及び介護の総合的な確保の意義及び基本的な方向に関する事項

二 医療及び介護の総合的な確保に関する基本的な考え方

2 行政並びに医療・介護サービス提供者及び利用者の役割

(2) サービス提供者等の役割

サービス提供者等は、利用者の視点に立って、入退院支援、日常の療養支援、急変時の対応、看取り等の場面に応じて切れ目ない医療及び介護の提供体制を確保し、良質な医療・介護サービスを提供するとともに、限られた資源を効率的かつ効果的に活用するという視点を持つことも重要である。そのため、在宅医療・介護の提供や連携に資する体制を行政が整備するとともに、サービス提供者等の間で、利用者に関する情報や地域における様々な社会資源に関する情報を共有していく仕組みを構築及び活用していくとともに、サービス利用者に対して在宅医療等に関する普及・啓発を行っていくことが重要である。また、医療・介護サービスを継続的に提供していくためには、人材の確保及び定着が重要であることから、キャリアアップの支援や魅力ある職場づくり等に取り組んでいくことも重要である。

(3) サービス利用者の役割

医療・介護サービスの利用者は、当該サービスを支える費用負担者でもあるため、サービス利用に当たっては限られた資源を効率的かつ効果的に利用するという視点も持つことや、在宅医療等をはじめとした医療・介護サービスについて理解を深めていくよう努めることが重要である。

また、今後の少子高齢化の進展を踏まえれば、例えば、地域において、元気な高齢者が生活支援等に携わるボランティアとして活躍するなど、地域の構成員として、積極的な社会参加ができるようにしていくという視点も重要である。

第1 地域における医療及び介護の総合的な確保の意義及び基本的な方向に関する事項

二 医療及び介護の総合的な確保に関する基本的な考え方

2 行政並びに医療・介護サービス提供者及び利用者の役割

(2) サービス提供者等の役割

サービス提供者等は、利用者の視点に立って、切れ目ない医療及び介護の提供体制を確保し、良質な医療・介護サービスを提供するとともに、限られた資源を効率的かつ効果的に活用するという視点を持つことも重要である。そのため、在宅医療・介護の提供や連携に資する体制を行政が整備するとともに、サービス提供者等の間で、利用者に関する情報や地域における様々な社会資源に関する情報を共有していく仕組みを構築及び活用していくことが重要である。また、医療・介護サービスを継続的に提供していくためには、人材の確保及び定着が重要であることから、キャリアアップの支援や魅力ある職場づくり等に取り組んでいくことも重要である。

(3) サービス利用者の役割

医療・介護サービスの利用者は、当該サービスを支える費用負担者でもあるため、サービス利用に当たっては限られた資源を効率的かつ効果的に利用するという視点も持つことが重要である。

また、今後の少子高齢化の進展を踏まえれば、例えば、地域において、元気な高齢者が生活支援等に携わるボランティアとして活躍するなど、地域の構成員として、積極的な社会参加ができるようにしていくという視点も重要である。

# 総合確保方針改定に向けた議論のたたき台（続き）

## 総合確保方針改定に向けた主な論点

### 《3. 医療・介護の連携の核となる人材に関する視点》

#### （人材の確保）

- （1） 質の高い医療・介護人材を確保する際には、在宅や入院・退院、看取りといった各場面で関係職種や医療機関等を結びつけたり、地域において地域包括ケアの環境作りを先導していったりすることができるような、医療と介護の連携を促進するための人材の確保が重要であるが、そのような医療・介護の連携の核となる人材には、どのような役割が求められるか。こうした役割を果たす人材を確保するためには、どのような工夫ができるか。

#### 前回会議でいただいた主なご意見

- ・ 地域包括ケアシステムの構築を先導できる人材については、どこの組織に所属し、どのような権限をもっているが関わってくる。それぞれの地域における組織間の役割を明確にした上で、関係職種の業務としてどう切り分けていくかを考えていく必要がある。
- ・ 連携の核となる人はケアマネ。看護師でケアマネ資格を持っている方を核とすべき。チームのリーダーとしては地区医師会の先生だと思われるし、そこにコメディカルも加わり、都道府県及び市町村がチームで機能するような体制を構築していくべき。
- ・ 日頃から、入院時からケアマネが関われる仕組みを構築し、フットワークをきちんと取れる人材の育成が必要。
- ・ ケアマネの更新研修において医療に関する項目も追加されたと聞いており、その成果が明確になるようお願いしたい。
- ・ 今後の介護支援専門員の活用にあたっては、より行政研修の中身も考えていかなければならない。
- ・ 連携の核となる人材について、家族等で行える在宅・看取りでの医行為に関して、一定の介護職についても実施できるように緩和いただきたい。特に、座学研修について取り組んでほしい。
- ・ 多職種連携や人材確保については、政府で、先進事例を横展開し、事業化してほしい。

#### 対応方針案

- 連携の核となる人材について、
  - ・ 医療と介護の両分野に精通し、
  - ・ 各場面における連携を促進できる人材であることを、総合確保方針に盛り込んでほしい。

# 現行の総合確保方針と改正案（第121（3））

改正案	現行
<p>第1 地域における医療及び介護の総合的な確保の意義及び基本的な方向に関する事項</p> <p>二 医療及び介護の総合的な確保に関する基本的な考え方</p> <p>1 基本的な方向性</p> <p>(3) 質の高い医療・介護人材の確保と多職種連携の推進</p> <p>医療及び介護は対人サービスであり、医療及び介護の提供体制の整備には、質の高い人材を継続的に確保していくことが不可欠であり、人材の育成、就業の促進、勤務環境の改善等、質の高い人材の確保に関する取組を進めることが重要である。また、人材の育成に当たっては、医療及び介護を取り巻く環境の変化に対応した、<u>両分野の連携の促進に資する</u>継続的な研修体制等を<u>整備する。また、医療及び介護の連携を深めるためには、両分野に精通した人材が必要であり</u>、地域包括ケアシステムを構築する観点から、医療及び介護の連携の核となる人材の育成を図りつつ、多職種が連携して取り組む環境づくりを進めていくことが重要である。その際には、医療及び介護の関係機関・団体が相互の<u>役割分担と</u>連携を密にして、利用者にとってわかりやすく総合的な支援が行われる体制を確保することが重要である。</p>	<p>第1 地域における医療及び介護の総合的な確保の意義及び基本的な方向に関する事項</p> <p>二 医療及び介護の総合的な確保に関する基本的な考え方</p> <p>1 基本的な方向性</p> <p>(3) 質の高い医療・介護人材の確保と多職種連携の推進</p> <p>医療及び介護は対人サービスであり、医療及び介護の提供体制の整備には、質の高い人材を継続的に確保していくことが不可欠であり、人材の育成、就業の促進、勤務環境の改善等、質の高い人材の確保に関する取組を進めることが重要である。また、人材の育成に当たっては、医療及び介護を取り巻く環境の変化に対応した継続的な研修体制等を整備するとともに、地域包括ケアシステムを構築する観点から、医療及び介護の連携の核となる人材の育成を図りつつ、多職種が連携して取り組む環境づくりを進めていくことが重要である。その際には、医療及び介護の関係機関・団体が相互の連携を密にして、利用者にとってわかりやすく総合的な支援が行われる体制を確保することが重要である。</p>

# 総合確保方針改定に向けた議論のたたき台（続き）

## 総合確保方針改定に向けた主な論点

### 《4. 前回の会議で新たにご提示いただいた主な論点》

#### （住宅政策関係）

- ・ 地域包括ケアシステムの構築において、高齢者の住宅問題はとて重要であり、その制度や環境について、縦割りではなく、誰が見ていくのか、という人材の視点も重要。
- ・ 住宅政策については、自治体でも住宅部門と福祉部門は縦割りになりかねない状況があるが、地域包括ケアシステムの中で、福祉施策としての住宅政策をこれまで以上に考えていかなければならない。

（参考）現行の介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針（抄）

第一 サービス提供体制の確保及び事業実施に関する基本的事項

一 地域包括ケアシステムの基本的理念

5 高齢者の住まいの安定的な確保

地域においてそれぞれの生活のニーズにあった住まいが提供され、かつ、その中で生活支援サービスを利用しながら個人の尊厳が確保された生活が実現されることが、保健、医療、介護等のサービスが提供される前提となるため、個人において確保する持家としての住宅や賃貸住宅に加えて、有料老人ホーム(老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)第二十九条第一項に規定する有料老人ホームをいう。以下同じ。)やサービス付き高齢者向け住宅(高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成十三年法律第二十六号)第五条第一項に規定するサービス付き高齢者向け住宅をいう。以下同じ。)等の高齢者向け住まいが、地域におけるニーズに応じて適切に供給される環境を確保するとともに、これらの住まいにおける入居者が安心して暮らすことができるよう、都道府県が適確な指導監督を行うよう努めることが重要である。

また、所得又は資産が少ないなど、地域での生活が困難となっている高齢者を対象に、空家の活用等による低廉な家賃の住まいの確保や、適切な生活支援体制の確保等にも留意することが重要である。

第二 市町村介護保険事業計画の作成に関する事項

一 市町村介護保険事業計画の作成に関する基本的事項

3 市町村介護保険事業計画の作成のための体制の整備

(一) 市町村関係部局相互間の連携

計画の検討、立案及び推進は、地域包括ケアシステム構築の推進に向けて極めて重要な過程であり、庁内一丸となって取り組むよう努めることが望ましい。具体的には、介護保険担当部局・課は、民生担当部局、保健医療担当部局、労働担当部局、住宅担当部局、地域振興担当部局、農林水産担当部局、教育担当部局等の関係部局と連携することができる体制を整備するとともに、計画の検討、立案及び推進に当たっては相互に連絡を取り問題意識を共有し、協力して必要な施策に取り組むよう努めることが重要である。

必要に応じて、例えば、地域包括ケアシステムの構築に向けた庁内全体のプロジェクトチームを設置し、その中で計画の策定に向けた議論を行うこと等も考えられる。

## 対応方針案

○ 住宅施策との連携は、地域包括ケアシステムの重要な要素。このため、住宅施策との連携も重要である旨を総合確保方針に明記してはどうか。

（具体的な記載案）

- ✓ 今後、医療及び介護の提供体制を、住宅施策等との連携も踏まえつつ、地域の将来の姿を踏まえた「まちづくり」の一環として位置づけていくという視点を明確にしていくことも重要。



# 現行の総合確保方針と改正案（第121（2）、2（1））

## 改正案

第1 地域における医療及び介護の総合的な確保の意義及び基本的な方向に関する事項

二 医療及び介護の総合的な確保に関する基本的な考え方

1 基本的な方向性

（2）地域の創意工夫を活かせる仕組み

高齢化等の人口動態、医療・介護ニーズの程度、医療・介護資源等は、地域によって大きく異なる。今後、地方では高齢者数の減少を含めた人口減少が進む一方、大都市やその近郊では高齢者数が急増することが見込まれる中で、医療及び介護を取り巻く状況の地域差は、より一層大きく、また多様になっていくと考えられる。こうした中で、医療及び介護の総合的な確保を進めていくためには、地域の創意工夫を活かせる柔軟な仕組みを目指すことが必要である。また、今後、医療及び介護の提供体制の整備を、住宅施策との連携も踏まえつつ、地域の将来の姿を踏まえた「まちづくり」の一環として位置付けていくという視点を明確にしていくことも重要である。

2 行政並びに医療・介護サービス提供者及び利用者の役割

（1）行政の役割

（中略）

また、厚生労働省においては、医療及び介護の連携を推進するための組織再編等の体制強化を行ったところであるが、本方針を踏まえ、国、地方を通じた医療・介護の担当部局間のより一層の連携を図っていく。更に、より広い「まちづくり」という視点も踏まえ、関係省庁とも連携しながら地方自治体に対して必要な支援・助言を行うとともに、都道府県及び市町村においても、住宅部局をはじめとした関係部局と連携を進めていくことが重要である。

（中略）

## 現行

第1 地域における医療及び介護の総合的な確保の意義及び基本的な方向に関する事項

二 医療及び介護の総合的な確保に関する基本的な考え方

1 基本的な方向性

（2）地域の創意工夫を活かせる仕組み

高齢化等の人口動態、医療・介護ニーズの程度、医療・介護資源等は、地域によって大きく異なる。今後、地方では高齢者数の減少を含めた人口減少が進む一方、大都市やその近郊では高齢者数が急増することが見込まれる中で、医療及び介護を取り巻く状況の地域差は、より一層大きく、また多様になっていくと考えられる。こうした中で、医療及び介護の総合的な確保を進めていくためには、地域の創意工夫を活かせる柔軟な仕組みを目指すことが必要である。また、今後、医療及び介護の提供体制の整備を、地域の将来の姿を踏まえた「まちづくり」の一環として位置付けていくという視点を明確にしていくことも重要である。

2 行政並びに医療・介護サービス提供者及び利用者の役割

（1）行政の役割

（中略）

また、厚生労働省においては、医療及び介護の連携を推進するための組織再編等の体制強化を行ったところであるが、本方針を踏まえ、国、地方を通じた医療・介護の担当部局間のより一層の連携を図っていくとともに、より広い「まちづくり」という視点も踏まえ、関係省庁とも連携しながら地方自治体に対して必要な支援・助言を行うものとする。

（中略）